

第 2 号（令和 2 年 3 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和２年３月井手町議会（定例会）会議録（第２号）

招集年月日

令和２年３月１１日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和２年３月１１日午前９時５９分 議長 岡田久雄

閉会 令和２年３月１１日午後０時０３分 議長 岡田久雄

応招議員

１番	奥田 俊夫	２番	脇本 尚憲
３番	谷田 利一	４番	西島 寛道
５番	岡田 久雄	６番	古川 昭義
７番	丸山 久志	８番	中坊 陽
９番	谷田みさお	１０番	木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

１番	奥田 俊夫	２番	脇本 尚憲
３番	谷田 利一	４番	西島 寛道
５番	岡田 久雄	７番	丸山 久志
８番	中坊 陽	９番	谷田みさお
１０番	木村 武壽		

欠席議員

６番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

４番	西島 寛道	９番	谷田みさお
----	-------	----	-------

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

参 与	島田 智雄
理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱	西田 哲弥
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江 裕之
税 務 課 長	乾 浩朗
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
同和・人権政策課長	西島 豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平間 克則

教 育 長	松田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩
理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
保 健 医 療 課 長	中谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小山 烈
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり
学校給食センター所長	奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和２年３月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第２号〕

令和２年３月１１日（水）午前１０時開議

- 第１ 会議録署名議員の指名
- 第２ 議案第３号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第３ 議案第４号 井手町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
- 第４ 議案第５号 井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第５ 議案第６号 井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第６ 議案第７号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第７ 議案第１４号 令和２年度井手町一般会計予算
- 第８ 議案第１５号 令和２年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第９ 議案第１６号 令和２年度井手町水道事業会計予算
- 第１０ 議案第１７号 令和２年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第１１ 議案第１８号 令和２年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第１２ 議案第１９号 令和２年度井手町介護保険特別会計予算
- 第１３ 議案第２０号 令和２年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第１４ 議案第２１号 令和２年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席の連絡がありましたので、ご報告申し
上げます。

ただいまから令和２年３月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、４番、西島寛道
議員、９番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第２、議案第３号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を
議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） それでは、議案第３号、井手町印鑑条例の一部
を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措
置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑
登録証明事務処理要領について、現在、成年被後見人について、一律印鑑の
登録が受けられないものとしている規定を、意思能力を有しない者とするこ
とにより、要件を満たした成年被後見人について、印鑑登録が可能となるよ
う一部改正が行われたため、本町においても所要の改正をするものでありま
す。

それでは、２ページの新旧対照表をご参照ください。井手町印鑑条例の一
部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数４６５ページ、第２条、登録の資格の規定であります。第２
項第２号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を
除く。）」に改めるものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴
う条文の整備であります。

次に、例規ページ数４６６ページ、第６条、印鑑登録申請の不受理の規定であります。第２項中「記録されている」を「記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下、同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改めるものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数４６６ページ、第７条、印鑑登録原票の規定であります。第１項第３号中「（法第３６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第４号中「記載」の次に「が」を加えるものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う条文の整備であります。

次に、１ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

９番（谷田みさお）　印鑑登録全般について、現在の井手町の印鑑登録の件数をお願いします。

それと、今説明があった、条件を満たした被後見人にも登録を可能とするということで、その条件とはどういうものか。能力を有しないと判断するのは、どういうことで判断するのか。

今回は被後見人の方でも条件があれば登録できるようにするというふうに可能性を広げるものだと思うんですが、意思能力を有しない者という表現になると、逆に、障がいの重い方なんかが、これをもって、自分は印鑑登録できないんじゃないかというふうに思われるというようなことがないようにしなあかんと思うんですけれども、そういう広報について、どう考えておられるかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

現在の印鑑登録の件数でございますが、約４，９００件でございます。

続きまして、判断する条件でございますが、国の指針によりまして、成年被後見人の方の法定代理人の方と同行し、かつ、成年被後見人本人が申請をした場合、本人が同行されて申請された場合、意思能力があるというふうに判断するということになります。ですので、同行されない場合であるとか本人から申請ができない場合は、意思能力がないというふうに判断するということになります。

広報の関係なんですけれども、この条例を可決いただきましたら、ホームページ等で、取り扱いについて広報等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第４号、井手町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第４号、井手町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法において条文が追加されたことにより条文が繰り下がったこと等が原因で、同条文を引用している本条例の一部を改正するものであります。

それでは、２ページ、新旧対照表をごらんください。井手町監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数７１１、第３条中「第２４３条の２第３項」を「第２４３条の２の２第３項」に、「第１９９条第５項」を「第１９９条第６項」と改めるものでありまして、条及び項の繰り下げによる条文の整備であります。

同じく７１１ページ、第５条、定例監査の規定でありまして、「第１９９条第３項」を「第１９９条第４項」に改めるものでありまして、項の繰り下げによる条文の整備であります。

同じく７１１ページ、第６条、財政援助を得ているもの等に対する監査の規定でありまして、「第１１９条第６項」を「第１９９条第７項」に改めるものでありまして、項の繰り下げによる条文の整備であります。

例規ページ数７１２、第１０条、公表の方法の規定でありまして、今回、監査委員の行う公表は、井手町公告式によるものとする改める条文の整備であります。

１ページをごらんください。附則でございます。

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４号、井手町監査委員条例の一部を改正する条例制定の

件を採決します。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第５号、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第５号、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、議会の議員の議員報酬について、特別職報酬等審議会に対し諮問し、その答申に基づき当該報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、２ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数１２８２、第２条、議員報酬の規定でありまして、議長の月額２９万円を３３万円に、副議長の月額２２万円を２６万円に、議員の月額２０万円を２４万円に改めるものであります。

それでは、１ページをごらんください。附則でございます。

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） こういう提案をされるに当たっては、特別職や議員の報酬審議会が開かれていると思います。その審議会のメンバーはどなたですか。住民代表を公募しましたか。

審議会は公開で行われたのか非公開なのか、どちらですか。ホームページ等で開催しますという案内はしましたか。いつ開催されましたか。

審議会が開かれれば当然、町長から諮問をされると思います。諮問の内容はどういうものでしたか。

審議会の中で出た主な意見は、どのようなものですか。

その審議会で意見がまとまれば、答申が出されていると思われそうですが、その答申の内容はどういうものでしたか。今回の提案は、その答申どおりの額なのですか。

審議会において、議員の活動状況の調査等は行われましたか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、報酬審議会の委員の方でございますけれども、農業代表者の方、農業委員会委員長でございます。商業の代表者、工業の代表者、勤労者の代表者、それとあと女性でお二人来ていただいております、食生活改善推進員の代表者、女性の船の代表者、それと学識経験として、まちづくり協議会の代表者、それと同じく学識経験者で商工会の代表者、最後に、学識経験者としてスポーツの代表者ということで、9名の代表者で構成いたしております。

それと、会議につきましては、令和元年12月24日、令和2年1月21日に開催いたしております。なお、この公開、非公開等の話ですけれども、まず、そういう傍聴規定等、別に定まっているわけでもございませんので、いつもどおりの会議でさせていただきます。よって、ホームページなどで開催告知などはいたしていません。

諮問内容につきましてですが、諮問内容につきましては、平成17年度の報酬等改定以降、複雑多様化する住民ニーズに対応するため、議会議員の職責等を勘案して報酬額を検討するというふうなことでの諮問でございます。

それと、主な意見でございますけれども、具体的に申し上げますと、17年度以降、報酬額が改定されていないというふうな状況から、改定額としては4万円ということで一律上がっておりますけれども、前回15年前に引き

下げられているということもありまして、それでよいのではないかという意見。それと、4万円の増額というのは、一律に額としては上がるんですけども、弾力的にという方法がいいのではないかという考え。それと、4万円、一度に上げるのは大きな額だけれども、15年間増額がなかったことを考えると、妥当な額だと思う。月額20万円というのは家計として見るとなかなか厳しいと思うので、増額はやむを得ないと思うというふうな意見が出たところでございます。

この今の提案させていただいてるものにつきましては、答申どおりの額でということでございます。

それと、議員の皆さんの活動状況については、そちらについては、皆さん、個々人の政治活動をされておられるということでありますので、私どもはその辺は把握いたしておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず諮問の内容、議員の報酬を検討してくださいというだけで、額を示した諮問ではなかったということでしょうか。

それと、公開について、いつもどおりとおっしゃったんですけども、報酬審なんかずっと開かれてないわけで、いつもどおりなんかないわけです。そういう新しく審議会をするんやったら、傍聴規定やらも設けて当然公開でやるべきところを、住民の目の届かないところでやったというのは非常に問題があると思うわけですが、いつあるかわからなかったら、それは傍聴希望のしようもないわけで、近隣の例とかで、そういう審議会を非公開でやっているところがあるのか。こういうことを非公開でやってますというところを指摘できるのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、傍聴規定の関係ですけれども、私、いつもどおりと言わせてもらいまして、過去の例からいきますと、これまでの報酬審議会ではそういう傍聴、法的に決まっているわけではないということもありまして、いつもどおりというのは、過去の例から鑑みて同じようにさせてもうているというふうなことでございます。ただ、今申し上げましたように、各委

員の中で、それぞれのお立場の方、学識経験者の方が入っていただいておりますので、私どもとしては、このメンバーの皆さんのご意見を聞かせていただくことが正しいものということでやってきております。

それと、近隣の町村での非公開について、どうやということについては、私ども全然その辺は把握は今しておりませんが、この報酬審としての会議としては、このように進めてきて、過去からもそのようにして、今回もそのようにさせてもうて、妥当な額でというふうな結果として出てきておりますので、それを条例に反映させていただいているというふうなことでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 報酬審議会は何年ぶりなんですか。今まであったと言わはったから、何年に最後、開かれているのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 報酬審につきましては、議会議員の皆さんの報酬の関係につきましては 16 年、それと勤勉手当の関係でいろいろ改正がありまして、それで 19 年に開催しました。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

今回、議長、副議長、議員全て一律に 4 万円、月額で報酬を引き上げるという内容の提案ですが、今の日本の経済情勢を見ますと、昨年の 10 月から 12 月期の GDP、このたび速報値ではなく改定値が発表になりましたが、速報値よりも悪いマイナス 7.1%、年率に換算してというような結果が出

ております。これは2014年の4月から6月の前回の消費税増税時のマイナス7.4%にも匹敵するような、それ以来の数値でございます。さらに、今回、コロナウイルス感染症によって、非常に大きな経済的な影響も出ておりました、特に消費の落ち込みはひどい。消費税とあわせまして、これはダブルパンチ、ダブルショックであるということは広く言われているところで、今後の経済情勢が心配だというのは、どなたも一致した見方であると思います。

そんなときに、井手町の議員一律で4万円、議員にしますと20%もの値上げですので、これを非公開の報酬審議会を開いて、意見を聞いたとは言うものの、住民の皆さん、全く今ご存じないままです。提案があったということで一部新聞に出ているけれども、ほんのわずかに、ぴっと1行出ているだけで、ほとんどの住民の皆さん、ご存じないまま、こういうことで決まってしまっているのか。

議員の活動について、議会の中でも、活性化していこうということで非常に努力を始めております。皆さんとともに、それはやっていかなければいけないということで、基本条例も定めようというような申し合わせもいたしました。今後頑張っていこうということは我々も思っているわけですが、報酬を上げるだけでなく、例えば1円まで公開の政務活動費を支給するであるとか、いろんな方法で議員の活動を活性化していくやり方はあるわけです。そういう検討もまだ議会の中でも十分やれているとは言えませんし、議員の活動状況についても、今、決して十分とは言えないことは議員の同僚諸氏の皆様もお感じやから活性化したいというふうに思っている中ですから、そこでこの2割もの値上げというものは本当に時期尚早であるし、今の段階で住民の皆様の理解を得られるものではないと考えますので、反対をいたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） ただいま議題となっております議案第5号、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の立場から討論をいたします。

町議会議員の報酬に関する件につきましては、社会情勢の厳しさ等により15年近く見直しがありませんでしたが、井手町特別職報酬等審議会におい

て審議していただき、近隣の各町の報酬等状況や議員のなり手不足問題など、総合的に勘案し、今回条例提案になったものであります。私たち、多様化する住民ニーズへの対応のため、地域の課題を的確に捉え、住民の声に耳を傾け、広い視野とさまざまな世代の発想、感覚を町政に反映させ、さらに献身的な議員活動を展開するため、邁進してまいりたいと思います。

よって、第5号議案、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成いたします。

議長（岡田久雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第5号、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、議案第6号、井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、新たに設置する玉水駅西側の駐輪場及び玉水駅東交通広場内の駐輪場について、適正な管理を行うため、名称及び位置を追加するものであります。あわせて、玉水駅周辺整備に伴い、玉水駅前憩いの広場の地番に変更が生じるため改正するものであり、山城多賀駅前憩いの広場については変更はございません。

それでは、2ページをお開き願います。井手町駅前憩いの広場の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数 3 4 9 7 ページ、条例の題名であります。「広場」の次に「等」を加える改正であります。

次に、例規ページ数 3 4 9 7 ページ、第 2 条、名称及び位置に関する規定であります。広場の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、玉水駅前憩いの広場、位置、井手町大字井手小字柏原 4 番地の 1 0 ほか一筆、井手町大字井手小字辻垣内 2 1 番地の 4、名称、山城多賀駅前憩いの広場、位置、井手町大字多賀小字奥西 1 6 番地ほか 7 筆、名称、玉水駅東交通広場駐輪場、位置、井手町大字井手小字柏原 2 3 番地に条文を改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中、井手町大字井手小字辻垣内 2 1 番地の 4 に関する部分は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 玉水の駅前ですけれども、地番の変更で、旧の方で柏原 4 番地の 1 ほか 2 筆となっていたその柏原 4 番地の 1 というのは、今回その左側では外れているのでしょうか。同じ場所やけど地番が変わったということですか。これは、なくなったということでしょうか。

それと、もう 1 点、玉水の駅前に住民憲章の石の板というか、材質はわかりませんが、住民憲章板みたいなのが設置されていましたが、あれについては今後また戻されるのか、あれはなくなってしまったのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

柏原 4 番地の 1 でございますが、もともと J R の土地でして、今回の玉水駅周辺整備の関係で、それぞれ買収とかで管理に引き継ぐことになります。

それによりまして、今回４の１番地が分筆されて、番地が変わることになります。それで４番の１０というのが、現在の今ある自転車置き場の番地と新たにそれに附随した、ＪＲの方が持っておりました土地の方が新しく番地が変わるものでございます。

それと、ちょうど駅の向かい側にございました啓発塔の件でございますけれども、撤去いたしまして、もとに戻すということとはございません。

石の件でございますけれども、もともと土台の方が非常にコンクリートできっちり固まっております、スペース的に再度戻すというのが難しくて、今回設置をする予定はございません。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

９番（谷田みさお） 玉水駅前、あれで完成ではないと思うんですけども、サツキの花もなくなって、ツツジですか、花もなくなって、住民憲章もなくなって、時計は設置してもらってありがたいなと思うんですが、非常に殺風景で、井手町の玄関口として、もう少し、本当に憩いの広場になるような、そういう整備をあわせて進めてほしい。住民憲章は、全く同じ石の板でなくても、やはり駅前に設置してもらいたいと要望して終わります。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第６号、井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第７号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正す

る条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） それでは、議案第7号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日から施行されることに伴い、住宅入居の際における保証人の手続を改めるとともに、不正の行為によって入居した者から徴収する金銭に係る利息の割合を改めるなど、条例の規定を整理するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをごらんください。新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3534ページであります。第10条、住宅入居の手続の規定でありまして、今回、保証人に関する規定、第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する」を削除し、同条第3項を削除し、第4項を第3項に改めるための条文整備であります。

次に、第11条、入居の取り消しの規定でありまして、「前条第4項」を「前条第3項」に改める条文整備であります。

次に、第13条、異動事項の届け出の規定でありまして、次の3ページをごらんください。保証人に関する規定、第3号、「保証人が死亡し、又は氏名を変更したとき。」を「緊急連絡先を変更したとき。」に改める条文整備であります。

次に、例規ページ数3535ページであります。第18条、家賃の納付の規定でありまして、「第10条第4項」を「第10条第3項」に改める条文整備であります。

次に、例規ページ数3536ページであります。第19条、督促及び延滞

金の徴収の規定でありまして、今回、見出し部分及び延滞金の徴収を削除し、第２項及び第３項を削除し、条例の修正をするための条文整備であります。

次に４ページをごらんください。例規ページ数３５４０ページであります。第３８条、住宅の明け渡し請求の規定でありまして、第３項、「年５分の割合」を「法定利率」に改めるもので、民法の一部改正により、法定利率の現行の年５％から年３％に引き下げた上、市場の金利動向に合わせて変動する制度を導入されたことに伴い、それらを引用している条例の修正をするための改正であります。

次に、第４０条、家賃の決定の規定でありまして、「第１０条第４項」を「第１０条第３項」にそれぞれ改める条文整備であります。

例規ページ数３５４１ページであります。第４２条、収入超過者に対する家賃の規定でありまして、５ページをごらんください。第２項中「第１０条第４項」を「第１０条第３項」にそれぞれ改める条文整備であります。

次に、第４４条、住宅の明け渡し請求の規定でありまして、第３項、「年５分の割合」を「法定利率」に改めるもので、民法の一部改正により、法定利率の現行の年５％から年３％に引き下げた上、市場の金利動向に合わせて変動する制度を導入されたことに伴い、それらを引用している条例の修正をするための改正であります。

例規ページ数３５４２ページであります。第４５条、準用の規定でありまして、６ページをごらんください。それぞれ「前条第４項」を「前条第３項」に、「第１０条第４項」を「第１０条第３項」に改める条文整備であります。

それでは、１ページにお戻りください。附則でございます。

第１項、施行期日の規定であります。この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第２項、経過措置の規定であります。この条例による改正後の第１０条及び第１３条の規定は、この条例の施行の日以後に町営住宅の入居の申し込みを行う者について適用し、同日前に町営住宅等の申し込みを行う者については、なお従前の例による。

第３項、この条例の施行の日前に到来した支払い期に係る改正前の第３８条第３項及び第４４条第３項に規定する利息については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　今、この条例改正案について、人権センターの課長が説明されたんですけれども、井手町の場合は、建設課と町営住宅の管理が分かれておりますが、これは全ての町営住宅に当てはまると考えてよいのか。

それと、府営住宅も町内にあるわけなんですけれども、それも同じように大体準じて管理されていると思うので、これに準じて変更になるということか。

それと、保証人なんですけれども、このごろ、ひとり暮らしの方とか身寄りのない方がふえていますので、保証人を確保するのに非常に難儀されている方が多かったわけなんですけれども、この変更によって、一切の保証人が必要ないことになるんですか。今までは、町内の人、1 人、町外であってももう 1 人というような 2 人要るという形でやっていて、府営の方が 1 人になったから 1 人にしますというふうに変わったかと思うんですけれども、全く要らないということですか。

それとあわせて、延滞金の利息についての説明で、不正な手段で入居されたりした場合のという話があったんですが、これ、通常の家賃の滞納についても利率が当てはまるのか。それと、駐車場の料金については、こういう延滞金等は発生しているのかお尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広）　ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えします。

まず、多賀地区の町営住宅と府営住宅につきましても、同様の公営住宅の管理として考えております。

二つ目の保証人の関係なんですけれども、住宅に困窮する低所得者に対して保証人が確保できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であるということで考えておりますけれども、本町においても近年、町営住宅の入居の手続の際に保証人の確保に苦勞されている事案もあります。それを踏まえて今回、保証人を撤廃するという考えとなります。

3点目の延滞金につきましては、家賃に対してかかるものとなります。駐車場につきましては使用料なんですけれども、こちらの方を適用してないということになっております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 特別な、不正な入居に対して請求する金員だけではなく、通常の家賃滞納に対しても今後は法定利率で請求するということですね。駐車場はそもそも使用料なので、延滞金は発生しないという理解でいいですか。

あと、かかわって、ひとり暮らしの人が多いということで、入院されたり入所されたりして、長期にわたって住宅が誰もお住まいでない状況のまま残っているというのがあるわけなんですけれども、家賃さえ納めていれば、そういう状況でもいつまでも入居の権利は継続するのか、いやいや、そうじゃなくて、実態に合わせて、何カ月間か期限を区切って退去を求めているのか。一律にいかないのか、その方の個人の事情をよく聞いていただいて対応していただきたいと思うんですが、原則はどうなっているんでしょうか。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。55分まで。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） 貴重なお時間すみません、ありがとうございます。先ほど谷田みさお議員からの明け渡しについてのご質問なんですけれども、条例38条におきまして、基本的に家賃を3カ月以上滞納の方ということが不正入居の一端としてあります。しかし、個々の事情があるんですけれども、老人施設また入院等されている方につきましては、家賃の納付について、個々担当の方が個別に対応しているところでありまして。なお、払い続けている方につきましても、入居として取り扱っております。

駐車場の関係も、先ほどお答えしたとおりなんですけれども、延滞金のこと

は適用しないということになっております。

以上であります。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算から、日程第14、議案第21号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億9,200万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、債務負担行為の規定でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の規定でございます。地方自治法第230条第1項の規定

により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は7億円と定める。

第5条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

次のページをごらんください。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、9ページをごらんください。第2表債務負担行為であります。

地域福祉計画策定業務、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額300万円。「道の駅」的休憩施設開設準備事業、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額500万円。

次のページをごらんください。第3表地方債であります。

起債の目的、1目民生施設整備事業債。限度額1,200万円。ただし、発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、40年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。2目土木施設整備事業債、限度額1億3,030万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。3目消防防災施設等整備事業債、限度額2,000万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。4目臨時財政対策債、限度額8,530万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

まず歳入であります。1款町税、本年度予算額8億8,803万7,000円、比較730万5,000円であります。

2 款地方譲与税、本年度予算額 2, 7 3 7 万 7, 0 0 0 円、比較 7 2 万 9, 0 0 0 円であります。

3 款利子割交付金、本年度予算額 7 0 万円、比較 3 0 万円の減であります。

4 款配当割交付金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較 1 0 0 万円の減であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額 2 0 0 万円、比較 3 0 0 万円の減であります。

6 款法人事業税交付金、本年度予算額 4 0 0 万円、比較 4 0 0 万円であります。

7 款地方消費税交付金、本年度予算額 1 億 9, 6 0 0 万円、比較 4, 3 0 0 万円であります。

8 款自動車取得税交付金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較 4 9 9 万 9, 0 0 0 円の減であります。

9 款環境性能割交付金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較 3 0 0 万円であります。

1 0 款地方特例交付金、本年度予算額 1 0 0 万円、比較 2 0 0 万円の減であります。

1 1 款地方交付税、本年度予算額 1 5 億 5, 0 0 0 万円、比較 9, 0 0 0 万円であります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、本年度予算額 7 0 万円、比較ゼロであります。

1 3 款分担金及び負担金、本年度予算額 1, 0 1 1 万 4, 0 0 0 円、比較 2, 1 7 4 万 7, 0 0 0 円の減であります。

1 4 款使用料及び手数料、本年度予算額 4, 0 8 0 万円、比較 4 6 万 6, 0 0 0 円であります。

次のページをごらんください。

1 5 款国庫支出金、本年度予算額 3 億 7, 3 7 4 万 9, 0 0 0 円、比較 6, 0 9 8 万 2, 0 0 0 円であります。

1 6 款府支出金、本年度予算額 2 億 5, 8 5 0 万 4, 0 0 0 円、比較 3, 1 5 3 万 1, 0 0 0 円の減であります。

1 7 款財産収入、本年度予算額 2, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円、比較 5 万 3, 0 0 0 円の減であります。

18 款寄附金、本年度予算額 6, 000 円、比較 1 億 9, 367 万 1, 000 円の減であります。

19 款繰入金、本年度予算額 4 億 4, 445 万 7, 000 円、比較 3, 239 万 8, 000 円であります。

20 款繰越金、本年度予算額 500 万円、比較ゼロであります。

21 款諸収入、本年度予算額 1, 112 万円、比較 877 万 9, 000 円の減であります。

22 款町債、本年度予算額 2 億 4, 760 万円、比較 4, 920 万円であります。

以上、歳入合計、本年度予算額 40 億 9, 200 万円、比較 2, 400 万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。1 款議会費、本年度予算額 6, 749 万 8, 000 円、比較 1, 025 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 6, 749 万 8, 000 円であります。

2 款総務費、本年度予算額 12 億 7, 159 万 5, 000 円、比較 1 億 1, 215 万 9, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 8, 737 万円、その他の 3 億 2, 477 万 5, 000 円、一般財源の 8 億 5, 945 万円であります。

3 款民生費、本年度予算額 10 億 3, 454 万 3, 000 円、比較 5, 529 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 3 億 2, 353 万 4, 000 円、地方債の 1, 200 万円、その他の 1, 097 万 2, 000 円、一般財源の 6 億 8, 803 万 7, 000 円であります。

4 款衛生費、本年度予算額 2 億 7, 826 万 1, 000 円、比較 1, 368 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2, 339 万 4, 000 円、その他の 497 万 7, 000 円、一般財源の 2 億 4, 989 万円であります。

5 款労働費、本年度予算額 1, 000 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 000 円であります。

6 款農林水産業費、本年度予算額 6, 186 万 9, 000 円、比較 491 万 8, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 483 万円、その他の 64 万 1, 000 円、一般財源の 4, 639 万 8, 000 円であり

ます。

7 款商工費、本年度予算額 6, 8 9 4 万 8, 0 0 0 円、比較 3 9 1 万 2, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 5 5 万 5, 0 0 0 円、その他の 1, 3 4 0 万 1, 0 0 0 円、一般財源の 5, 3 9 9 万 2, 0 0 0 円であります。

8 款土木費、本年度予算額 4 億 8, 6 3 6 万 9, 0 0 0 円、比較 1 億 7, 9 4 2 万 1, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 億 6, 3 6 3 万 2, 0 0 0 円、地方債の 1 億 3, 0 3 0 万円、その他の 8, 0 1 9 万 1, 0 0 0 円、一般財源の 1 億 1, 2 2 4 万 6, 0 0 0 円であります。

9 款消防費、本年度予算額 2 億 4, 7 7 5 万 7, 0 0 0 円、比較 6 3 3 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、地方債の 2, 0 0 0 万円、その他の 1 0 3 万円、一般財源の 2 億 2, 6 7 2 万 7, 0 0 0 円であります。

1 0 款教育費、本年度予算額 3 億 4, 8 8 0 万 9, 0 0 0 円、比較 1, 5 2 8 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 7 9 3 万 6, 0 0 0 円、その他の 2, 2 2 9 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 3 億 8 5 7 万 5, 0 0 0 円であります。

1 1 款災害復旧費、本年度予算額 2 8 0 万 3, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 8 0 万 3, 0 0 0 円であります。

1 2 款公債費、本年度予算額 2 億 1, 6 0 4 万 7, 0 0 0 円、比較 1, 0 5 9 万 2, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 億 1, 6 0 4 万 7, 0 0 0 円であります。

1 3 款予備費、本年度予算額 7 5 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 7 5 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 4 0 億 9, 2 0 0 万円、比較 2, 4 0 0 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 6 億 3, 2 2 5 万 1, 0 0 0 円、地方債の 1 億 6, 2 3 0 万円、その他の 4 億 5, 8 2 8 万 5, 0 0 0 円、一般財源の 2 8 億 3, 9 1 6 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどごらんおきください。

議長（岡田久雄） 主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、主な事業につきましてご説明申し上げます。

令和２年度予算参考諸表５ページをお開き願います。なお、末尾に工事箇所図を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号①、事業名、老人福祉センター空調改修、事業費１，２００万円、財源内訳としまして、地方債の１，２００万円、事業の概要としまして、賀泉苑空調改修であります。

図対象番号②、事業名、いづみ人權交流センター施設改修、事業費１，６４４万円、財源内訳としまして、府支出金の１，０５３万７，０００円、一般財源の５９０万３，０００円、電気設備機器交換及び施設改修であります。

図対象番号③、事業名、いづみ保育園保育室改修、事業費７０万円、財源内訳としまして、一般財源の７０万円、事業の概要としましては、保育室床改修であります。

図対象番号④、事業名、まちづくりセンター施設整備、事業費１４０万円、財源内訳としましては、一般財源の１４０万円、事業の概要としましては、 $A = 50$ 平方メートルであります。

図対象番号⑤、事業名、町道２９号線道路改良、事業費８，０００万円、財源内訳としまして、国支出金の４，６２０万円、地方債の３，０４０万円、その他の３４０万円、事業の概要としましては、 $L = 800$ メートル（全体計画）であります。

図対象番号⑥、事業名、歴史と自然が薫る道づくり事業、事業費５００万円、財源内訳としまして、その他の５００万円、事業の概要としましては、 $L = 100$ メートル、 $A = 200$ 平方メートルであります。

図対象番号⑦、事業名、町道３号線道路改良、事業費５，４５０万円、財源内訳としまして、国支出金の３，１４７万３，０００円、地方債の２，０７０万円、その他の２３２万７，０００円、事業の概要としましては、 $L = 500$ メートルであります。

図対象番号⑧、事業名、町道２０－１０号線他道路改良、事業費１，２６０万円、財源内訳としましては、その他の１，２６０万円、事業の概要としましては、 $L = 110$ メートルであります。

図対象番号⑨、町内道路舗装、事業費５１０万円、財源内訳としまして、その他の５１０万円、事業の概要としましては、 $L = 630$ メートル、 $A =$

450平方メートルであります。

図対象番号⑩、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費1,440万円、財源内訳としましては、国支出金の831万6,000円、地方債の540万円、その他の68万4,000円、事業の概要としましては、点検11橋、補修2橋であります。

図対象番号⑪、事業名、町内河川浚渫、事業費1,090万円、財源内訳としまして、地方債の1,090万円、事業の概要としましては、L=850メートル、V=803立方メートルであります。

図対象番号⑫、事業名、下排水路改修、事業費570万円、財源内訳としまして、府支出金の285万円、その他の285万円、事業の概要としましては、6カ所であります。

図対象番号⑬、事業名、町内公園整備、事業費250万円、財源内訳としましては、その他の250万円、事業の概要としましては、3カ所であります。

図対象番号⑭、事業名、改良住宅等改修、事業費660万円、財源内訳としましては、一般財源の660万円、事業の概要としましては、空き家改修3戸であります。

図対象番号⑮、事業名、町営住宅環境整備、事業費720万円、財源内訳としましては、国支出金の360万円、一般財源の360万円、事業の概要としましては、簡二18戸であります。

図対象番号⑯、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、事業費8,410万円、財源内訳としましては、国支出金の1,605万円、地方債の6,120万円、一般財源の685万円、事業の概要としましては、用地補償、造成設計、地質調査、建築基本設計ほかであります。

図対照番号⑰、事業名、町営住宅バリアフリー化整備、事業費3,300万円、財源内訳としましては、国支出金の1,650万円、一般財源の1,650万円、事業の概要としましては、中耐5戸であります。

図対象番号⑱、事業名、防災広場整備、事業費1,000万円、財源内訳としましては、地方債の1,000万円、事業の概要としましては、1カ所であります。

図対象番号⑲、事業名、給食センター施設整備、事業費1,297万円、財源内訳としましては、その他の1,297万円、事業の概要といたしまし

ては、給水給湯配管改修一式であります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第１５号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第１５号、令和２年度井手町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和２年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億５，６８５万７，０００円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

第２条、一時借入金の規定であります。地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は２億円と定める。

第３条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、５ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。１款国民健康保険税、本年度予算額１億４，８１１万円、比較１，３５９万７，０００円の減であります。

２款使用料及び手数料、本年度予算額２４万円、比較ゼロであります。

３款府支出金、本年度予算額７億３，６６４万９，０００円、比較９０８万２，０００円の減であります。

４款財産収入、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

５款繰入金、本年度予算額７，０３５万９，０００円、比較２，８７３万９，０００円の減であります。

６款繰越金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

７款諸収入、本年度予算額１４９万７，０００円、比較５０万円の減であります。

以上、歳入合計、本年度予算額 9 億 5, 6 8 5 万 7, 0 0 0 円、比較 5, 1 9 1 万 8, 0 0 0 円の減であります。

6 ページをごらんください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 5 4 3 万 4, 0 0 0 円、比較 1 5 8 万円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の 5 4 3 万 4, 0 0 0 円であります。

2 款保険給付費、本年度予算額 7 億 2, 7 1 8 万 6, 0 0 0 円、比較 7 2 2 万 4, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 7 億 1, 7 1 8 万 2, 0 0 0 円、一般財源の 1, 0 0 0 万 4, 0 0 0 円であります。

3 款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額 1 億 9, 9 5 8 万 3, 0 0 0 円、比較 4, 6 7 0 万 1, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 1 4 3 万円、一般財源の 1 億 8, 8 1 5 万 3, 0 0 0 円であります。

4 款共同事業拠出金、本年度予算額 2, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 2, 0 0 0 円であります。

5 款保健事業費、本年度予算額 2, 0 9 1 万 9, 0 0 0 円、比較 3 5 8 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 8 0 3 万 7, 0 0 0 円、一般財源の 1, 2 8 8 万 2, 0 0 0 円であります。

6 款公債費、本年度予算額 1 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 万円であります。

7 款諸支出金、本年度予算額 1 7 2 万 3, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 7 2 万 3, 0 0 0 円であります。

8 款予備費、本年度予算額 2 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 0 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 9 億 5, 6 8 5 万 7, 0 0 0 円、比較 5, 1 9 1 万 8, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 7 億 3, 6 6 4 万 9, 0 0 0 円、一般財源の 2 億 2, 0 2 0 万 8, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどごらんおきください。

議長（岡田久雄） 次に、議案第 1 6 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第１６号、令和２年度井手町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第１条、総則の規定であります。令和２年度井手町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

１号、給水個数２，１００戸。２号、年間総給水量７３万立法メートル。３号、１日平均給水量２，０００立方メートル。４号、主要な建設改良事業、固定資産購入事業。

第３条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款水道事業収益１億３，３０２万６，０００円、第１項営業収益１億８０３万６，０００円、第２項営業外収益２，４９８万９，０００円、第３項特別利益１，０００円。

支出、第１款水道事業費用１億２，７８５万７，０００円、第１項営業費用１億１，７６４万３，０００円、第２項営業外費用９７１万２，０００円、第３項特別損失２，０００円、第４項予備費５０万円。

１枚めくっていただきまして、第４条、資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３，２２１万１，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１０４万５，０００円、過年度分損益勘定留保資金３，１１６万６，０００円で補填するものとする）。

収入であります。第１款資本的収入６００万３，０００円、第１項企業債５００万円、第２項分担金１００万円、第３項寄附金１，０００円、第４項その他資本的収入１，０００円、第５項負担金１，０００円。

次に、支出であります。第１款資本的支出３，８２１万４，０００円、第１項建設改良費１，７８７万５，０００円、第２項企業債償還金２，０３３万８，０００円、第３項その他資本的支出１，０００円。

第５条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額５００万円。ただし、発行価格が額面

を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額 100 円につき 99 円 50 銭以上とする。利率 8 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、40 年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。

第 6 条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は 5,000 万円と定める。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2 号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費 1,189 万 6,000 円。

第 9 条、棚卸資産購入限度額の規定であります。棚卸資産の購入限度額は 200 万円と定める。

それでは、4 ページをお開き願います。

令和 2 年度井手町水道事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出の収入であります。1 款水道事業収益、予定額 1 億 3,302 万 6,000 円。1 項営業収益、予定額 1 億 803 万 6,000 円、1 目給水収益、予定額 9,400 万円、2 目受託工事収益、予定額 35 万円、3 目その他営業収益、予定額 1,368 万 6,000 円。2 項営業外収益、予定額 2,498 万 9,000 円、1 目受取利息及び配当金、予定額 2,000 円、2 目長期前受金戻入、予定額 2,413 万 6,000 円、3 目雑収益、予定額 85 万 1,000 円。3 項特別利益、予定額 1,000 円、1 目

過年度損益修正益、予定額 1, 0 0 0 円。

次に、支出であります。1 款水道事業費用、予定額 1 億 2, 7 8 5 万 7, 0 0 0 円。1 項営業費用、予定額 1 億 1, 7 6 4 万 3, 0 0 0 円、1 目原水及び浄水費、予定額 2, 4 4 8 万 9, 0 0 0 円、2 目配水及び給水費、予定額 9 1 3 万 2, 0 0 0 円、3 目受託工事費、予定額 3 0 万円、4 目総係費、予定額 2, 1 4 6 万 5, 0 0 0 円、5 目減価償却費、予定額 6, 1 4 3 万 5, 0 0 0 円、6 目資産減耗費、予定額 7 5 万円、7 目その他営業費用、予定額 7 万 2, 0 0 0 円。2 項営業外費用、予定額 9 7 1 万 2, 0 0 0 円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、予定額 3 7 1 万 1, 0 0 0 円、2 目消費税及び地方消費税、予定額 6 0 0 万円、次のページを開いていただきまして、3 目雑支出、予定額 1, 0 0 0 円。3 項特別損失、予定額 2, 0 0 0 円、1 目過年度損益修正損、予定額 1, 0 0 0 円、2 目その他特別損失、予定額 1, 0 0 0 円。4 項予備費、予定額 5 0 万円、1 目予備費、予定額 5 0 万円。

次に、資本的収入及び支出の収入であります。1 款資本的収入、予定額 6 0 0 万 3, 0 0 0 円。1 項企業債、予定額 5 0 0 万円、1 目企業債、予定額 5 0 0 万円。2 項分担金、予定額 1 0 0 万円、1 目分担金、予定額 1 0 0 万円。3 項寄附金、予定額 1, 0 0 0 円、1 目寄附金、予定額 1, 0 0 0 円。4 項その他資本的収入、予定額 1, 0 0 0 円、1 目その他資本的収入、予定額 1, 0 0 0 円。5 項負担金、予定額 1, 0 0 0 円、1 目負担金、予定額 1, 0 0 0 円。

1 枚めくっていただきまして、支出であります。1 款資本的支出、予定額 3, 8 2 1 万 4, 0 0 0 円。1 項建設改良費、予定額 1, 7 8 7 万 5, 0 0 0 円、1 目事務費、予定額 1, 0 6 9 万 5, 0 0 0 円、2 目固定資産購入費、予定額 7 1 8 万円。2 項企業債償還金、予定額 2, 0 3 3 万 8, 0 0 0 円、1 目企業債償還金、予定額 2, 0 3 3 万 8, 0 0 0 円。3 項その他資本的支出、予定額 1, 0 0 0 円、1 目その他資本的支出、予定額 1, 0 0 0 円。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。なお、次ページ以降につきましては、後ほどごらん申し上げます。

議長（岡田久雄） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、令和 2 年度井手町水道事業会計予算に計上し

た事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号①、事業名、新庁舎配水管整備事業、事業費５００万円、財源内訳といたしまして、地方債の５００万円、事業の概要といたしまして、詳細設計であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第１７号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第１７号、令和２年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和２年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５，９２０万２，０００円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

第２条、地方債の規定であります。地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債による。

第３条、一時借入金の規定であります。地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は２，０００万円と定める。

第４条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、５ページをお開き願います。第２表地方債であります。

起債の目的、水道事業債。限度額１，７００万円。ただし、発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額１００円につき９９円５０銭以上とする。利率８％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融

資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、40年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。

1枚めくっていただきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入であります。1款分担金及び負担金、本年度予算額94万2,000円、比較1万7,000円。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,505万9,000円、比較9万9,000円の減。

3款財産収入、本年度予算額3万3,000円、比較2万7,000円。

4款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5款繰入金、本年度予算額616万3,000円、比較437万4,000円の減。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7款諸収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

8款町債、本年度予算額1,700万円、比較350万円。

以上、歳入合計、本年度予算額5,920万2,000円、比較182万9,000円の減であります。

次のページ、歳出であります。1款業務費、本年度予算額3,703万9,000円、比較777万9,000円、財源内訳といたしまして、地方債700万円、その他3万3,000円、一般財源3,000万6,000円であります。

2款事業費、本年度予算額1,085万円、比較350万円の減、財源内訳といたしまして、地方債の1,000万円、一般財源85万円であります。

3款公債費、本年度予算額1,091万3,000円、比較610万8,000円の減、財源内訳といたしまして、その他154万8,000円、一般財源の936万5,000円であります。

4款予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の40万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額5,920万2,000円、比較182万9,000円の減、財源内訳といたしまして、地方債の1,700万円、そ

の他の１５８万１，０００円、一般財源４，０６２万１，０００円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。なお、１３ページ以降に給与費明細書がございます。後ほどごらん申し上げます。

議長（岡田久雄）　引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中島上下水道課長。

理事（中島一也）　それでは、令和２年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図面対象番号①、事業名、配水管整備事業、事業費１，０００万円、財源内訳といたしまして、地方債の１，０００万円、事業の概要といたしまして、Ｌ＝１５０メートルであります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　次に、議案第１８号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）　それでは、議案第１８号、令和２年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和２年度井手町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億２，４６８万４，０００円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

それでは、４ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。１款保険料、本年度予算額９，１９１万３，０００円、比較１，２４９万６，０００円であります。

２款使用料及び手数料、本年度予算額２万４，０００円、比較ゼロであります。

３款繰入金、本年度予算額３，２５２万２，０００円、比較１５８万６，０００円であります。

4 款繰越金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

5 款諸収入、本年度予算額 2 2 万 4, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 1 億 2, 4 6 8 万 4, 0 0 0 円、比較 1, 4 0 8 万 2, 0 0 0 円であります。

5 ページをごらんください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 1 3 2 万円、比較 1 万 4, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 2 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 1 2 9 万 6, 0 0 0 円であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額 1 億 2, 3 0 5 万 4, 0 0 0 円、比較 1, 4 0 9 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 9, 1 9 2 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 3, 1 1 3 万円であります。

3 款諸支出金、本年度予算額 2 1 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の 2 1 万円であります。

4 款予備費、本年度予算額 1 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 1 億 2, 4 6 8 万 4, 0 0 0 円、比較 1, 4 0 8 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 9, 2 1 5 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 3, 2 5 2 万 6, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第 1 9 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第 1 9 号、令和 2 年度井手町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和 2 年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 1, 4 9 4 万 8, 0 0 0 円と定める。2 項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 3 0 万 1, 0 0 0 円と定める。3 項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

第 2 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 5, 0 0 0 万円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、6ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億6,805万1,000円、比較43万7,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4万3,000円、比較ゼロであります。

3款国庫支出金、本年度予算額2億2,039万7,000円、比較1,187万3,000円であります。

4款支払基金交付金、本年度予算額2億3,300万円、比較1,057万1,000円であります。

5款府支出金、本年度予算額1億2,818万2,000円、比較645万7,000円であります。

6款財産収入、本年度予算額3万7,000円、比較1万5,000円の減であります。

7款繰入金、本年度予算額1億6,523万1,000円、比較1,088万9,000円であります。

8款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

9款諸収入、本年度予算額6,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額9億1,494万8,000円、比較4,021万2,000円であります。

次の7ページをごらんください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額1,803万5,000円、比較510万8,000円、財源内訳といたしまして、その他の4万3,000円、一般財源の1,799万2,000円あります。

2款保険給付費、本年度予算額8億3,972万8,000円、比較3,428万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3億3,290万2,000円、その他の3億9,462万2,000円、一般財源

の１億１，２２０万４，０００円であります。

３款地域支援事業費、本年度予算額５，６１３万６，０００円、比較８３万１，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，５６７万７，０００円、その他の１，６７２万９，０００円、一般財源の２，３７３万円であります。

４款基金積立金、本年度予算額３万７，０００円、比較１万５，０００円の減、財源内訳といたしまして、その他の３万７，０００円であります。

５款公債費、本年度予算額１，０００円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１，０００円であります。

６款諸支出金、本年度予算額１万１，０００円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１万１，０００円であります。

７款予備費、本年度予算額１００万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１００万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額９億１，４９４万８，０００円、比較４，０２１万２，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の３億４，８５７万９，０００円、その他の４億１，１４３万１，０００円、一般財源の１億５，４９３万８，０００円であります。

次に、１９ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。１款サービス収入、本年度予算額２３０万円、比較４，０００円であります。

２款繰越金、本年度予算額３００万円、比較ゼロであります。

３款諸収入、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額５３０万１，０００円、比較４，０００円であります。

次の２０ページをお開きください。

歳出であります。１款サービス事業費、本年度予算額２３０万円、比較４，０００円、財源内訳といたしまして、その他の２３０万円であります。

２款諸支出金、本年度予算額３００万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の３００万円であります。

３款予備費、本年度予算額１，０００円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１，０００円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 5 3 0 万 1 , 0 0 0 円、比較 4 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 2 3 0 万円、一般財源の 3 0 0 万 1 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどごらんおきください。

議長（岡田久雄） 次に、議案第 2 0 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第 2 0 号、令和 2 年度井手町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 2 年度井手町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 9 9 5 万 9 , 0 0 0 円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

第 2 条、地方債の規定であります。地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

第 3 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 5 , 0 0 0 万円と定める。

第 4 条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5 ページをお開き願います。第 2 表地方債であります。

起債の目的、下水道事業債。限度額 8 , 3 9 0 万円。ただし、発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額 1 0 0 円につき 9 9 円 5 0 銭以上とする。利率 8 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後

においては、当該見直し後の利率。償還の方法、４０カ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。

１枚めくっていただきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず歳入であります。１款使用料及び手数料、本年度予算額１億５，５３７万円、比較４３４万５，０００円。

２款国庫支出金、本年度予算額４，６００万円、比較２，３５０万円。

３款繰入金、本年度予算額２億２，０２３万３，０００円、比較１，５１１万９，０００円の減。

４款繰越金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロ。

５款諸収入、本年度予算額４４５万５，０００円、比較３７３万３，０００円。

６款町債、本年度予算額８，３９０万円、比較３，０８０万円。

以上、歳入合計、本年度予算額５億９９５万９，０００円、比較４，７２５万９，０００円であります。

次のページをお開き願います。

次に、歳出であります。１款総務費、本年度予算額１億４，３３８万９，０００円、比較４１０万７，０００円、財源内訳といたしまして、その他の１，０２６万８，０００円、一般財源１億３，３１２万１，０００円。

２款事業費、本年度予算額１億３，４６６万１，０００円、比較４，７０５万１，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金４，６００万円、地方債７，１３０万円、その他５３万５，０００円、一般財源１，６８２万６，０００円であります。

３款公債費、本年度予算額２億３，０９０万９，０００円、比較３８９万９，０００円の減、財源内訳といたしまして、地方債の１，２６０万円、その他２億１，３８８万３，０００円、一般財源４４２万６，０００円であります。

４款予備費、本年度予算額１００万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源１００万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額５億９９５万９，０００円、比較４，７２５万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金４，６００万円、

地方債 8, 390 万円、その他 2 億 2, 468 万 6, 000 円、一般財源 1 億 5, 537 万 3, 000 円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。なお、14 ページ以降に給与費明細書がございます。後ほどごらん申し上げます。

議長（岡田久雄） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、令和 2 年度井手町公共下水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号①、事業名、改築更新事業、事業費 1, 000 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金 400 万円、地方債 600 万円、事業の概要といたしまして、マンホールふた取りかえ 44 カ所であります。

図対象番号②、事業名、面整備事業、事業費 3, 500 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金 1, 300 万円、地方債 2, 200 万円、事業の概要といたしまして、実施設計 L = 100 メートル、舗装本復旧 2 カ所であります。

図対象番号③、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、事業費 5, 800 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2, 900 万円、地方債の 2, 900 万円、事業の概要といたしまして、ポンプ機器更新一式であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第 21 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第 21 号、令和 2 年度井手町多賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和 2 年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 298 万 2, 000 円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

それでは、４ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。１款財産収入、本年度予算額４５万８，０００円、比較９，０００円の減であります。

２款使用料及び手数料、本年度予算額２，０００円、比較ゼロであります。

３款寄附金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

４款繰入金、本年度予算額２３１万９，０００円、比較４万２，０００円あります。

５款繰越金、本年度予算額２０万円、比較ゼロであります。

６款諸収入、本年度予算額２，０００円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額２９８万２，０００円、比較３万３，０００円あります。

次のページをごらんください。

歳出であります。１款総務費、本年度予算額２３９万１，０００円、比較２万円、財源内訳といたしまして、一般財源の２３９万１，０００円あります。

２款衛生費、本年度予算額４０万２，０００円、比較１万５，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の４０万２，０００円あります。

３款諸支出金、本年度予算額８万９，０００円、比較２，０００円の減、財源内訳といたしまして、その他８万９，０００円あります。

４款予備費、本年度予算額１０万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１０万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額２９８万２，０００円、比較３万３，０００円、財源内訳といたしまして、その他の８万９，０００円、一般財源の２８９万３，０００円あります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本８件については、議員全員の委員で構成する予算特別委

員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算から、日程第14、議案第21号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時02分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には西島寛道議員、副委員長には脇本尚憲議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月25日午前10時から会議を開きます。本日は大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 0時03分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 みさお